

アイ トータルビューティ専門学校学則

第1章 総 則

〔目 的〕

第1条 本校は、教育基本法および学校教育法に基づき、エステ・メイクに関する必要な知識、技能を修得させると共に、愛に満ち溢れたホスピタリティ精神を基本に心身ともに健康で美しい人生創造に深い理解をもち、国際感覚に富む教養を備えた社会人を養成し、社会、業界に寄与することを目的とする。

〔名 称〕

第2条 本校は、アイ トータルビューティ専門学校という。

〔位 置〕

第3条 本校は、千葉県千葉市中央区新宿2丁目14番3号に置く。

第2章 組織、修業年限及び学生定員

〔組織、修業年限〕

第4条 本校の課程、学科及び修業年限は次の通りとする。

衛生専門課程

トータルビューティ科 昼間 2年制

但し、令和8年3月31日以前の入学者は従前の例による。

〔学生定員〕

第5条 本校の収容定員は、次の通りとする。

衛生専門課程

トータルビューティ科 昼間 各学年 100名 計200名

但し、令和8年3月31日以前の入学者は従前の例による。

第3章 学年、学期及び休日

〔学年、学期の終始期〕

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

〔学 期〕

第7条 学期を分けて、次の通りとする。

前 期 4月1日から 9月30日まで

後 期 10月1日から 3月31日まで

〔休 日〕

第8条 本校の休日を次の通りとする。

(1) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(2) 土曜日、日曜日

(3) 本学園創立記念日 12月22日

(4) 夏期休日 8月 1日から 8月31日まで

(5) 冬期休日 12月26日から 1月 5日まで

(6) 春期休日 3月21日から 4月10日まで

第4章 入学、休学、退学及び転学

〔入学資格〕

第9条 本校に入学できる者は、次の通りとする。

高等学校卒業者、又は同等の学力を有する女子。

〔入学手続、許可〕

第10条 本校の入学手続きは、次の通りとする。

1. 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第17条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに
出願しなければならない。

2. 前号の手続きを終了した者に対して、入学試験又は面接を行い、校長が
入学者を決定する。

〔休学、退学及び転学〕

第11条 休学、退学、転学しようとする者は、その事由を付して校長に届出な
ければならない。

第5章 教育課程及び終始時刻

〔授業科目、授業時数〕

第12条 本校の授業及び授業時数を別表の通りとする。

〔授業の終始時刻〕

第13条 本校の授業終始時刻を次の通りとする。

昼間 午前9時30分より 午後5時10分まで

但し、授業時間は校長が必要と認めた時は、これを変更することがある。

第6章 課程修了の認定及び卒業

〔課程修了の認定〕

第14条 課程修了の認定は、試験の成績並びに出席状況等により行う。

〔卒業〕

第15条 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

〔専門士〕

第15条の2 前二条の規定により衛生専門課程トータルビューティ科（昼間）を修了した者
には専門士（衛生専門課程）の称号を授与する。

但し、令和8年3月31日以前の入学者は従前の例による。

第7章 教 職 員

〔教職員〕

第16条 本校につぎの教職員を置く。

(1)	校 長	1 名
(2)	教 員	8 名 以 上
(3)	事務職員	2 名 以 上
(4)	学 校 医	1 名

第8章 入学金、授業料、その他

〔納付金〕

第17条 本校の入学金、授業料は次の通りとする。

昼間 トータルビューティ科

(1) 入学検定料	1年	20,000円		
(2) 入学金	1年	150,000円		
(3) 授業料（年間）	1年	770,000円	2年	860,000円
(4) 施設費	1年	240,000円	2年	240,000円
(5) 諸費用・その他	1年	210,000円	2年	210,000円

但し、令和8年3月31日以前の入学者は従前の例による。

第18条 入学金は入学の際に納入しなければならない。

2. 納付金は出席の有無にかかわらず、所定の期日までに納入しなければならない。

第19条 学生が休学したときは、前条第2項の規定にかかわらず納付金を免除することがある。

〔納入金の返還〕

第20条 既に納入された入学金、授業料、及び施設費は、原則として返還しない。

第9章 賞 罰

〔表 彰〕

第21条 学生が成績優秀にして他の模範となるときは、これを表彰する。

〔退 学〕

第22条 次の各号の一つに該当する者は、これを退学させる事ができる。

- (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で進級・卒業が厳しいと判定された者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者、また授業運営に支障をきたす者
- (4) 学校の秩序を乱す者、また学生としての本分に反した者
- (5) 社会規範を守らぬ者、また学校の名誉を傷つけた者
- (6) 指定した期日までに納付金の納入が行われない者

付 則

1. この学則は平成27年4月1日から施行する。

付 則

1. この学則は平成28年4月1日から施行する。

付 則

1. この学則は平成29年2月28日から施行する。

付 則

1. この学則は平成30年4月1日から施行する。

付 則

1. この学則は令和2年4月1日から施行する。

付 則

1. この学則は令和3年4月1日から施行する。

付 則

1. この学則は令和4年4月1日から施行する。

付 則

1. この学則は令和5年4月1日から施行する。

付 則

1. この学則は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1. この学則は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1. この学則は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。